

令和5年11月22日

厚生労働省医政局
医事課長 林 修一郎 殿

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会
会長 高柳 師門



カイロプラクティック研究の実施に関する要望書

日本においてカイロプラクティック従事者を自称する業者は約2万人とされていますが、WHO指針が定める教育基準を満たした者は800人程度です。適切な教育を受けていないカイロプラクティック従事者の施術による健康被害や事故が国民生活センター等の調査で報告されています。事故の中には医業類似行為の国家資格取得者でカイロプラクティックの専門教育を受けていない者が提供する施術も含まれており、独立した医療職としてのカイロプラクターを養成する専門教育が必要です。

過去、カイロプラクティックの専門教育を学校法人傘下の専修学校や高等教育機関で導入する試みは行政の様々な参入障壁に阻まれて実現していません。主な理由として、1991年に貴省により委託された「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」(三浦レポート)はカイロプラクティックの安全性と有効性の客観的評価は不明であると結論付けているため、カイロプラクティック学科の設置は認められませんでした。しかしながら、本レポートでは科学的評価手法が用いられておらず、とりわけ公的な研究報告書としては研究グループの人選や参考文献の不記載などの問題点があります。

臨床における一定の安全性を担保する目的で、カイロプラクター全体の資質向上を達成するためにはWHO指針に基づいた大学レベルのカイロプラクティックの専門教育が必須です。また日本社会の高齢化に伴い社会保障費が増大していく中で、保険適用外(自由診療)のカイロプラクティックケアは、高齢者の健康寿命を延伸し、社会保障費の増大を抑制する可能性があります。つきましては国内でカイロプラクティックの専門教育が実施されるよう以下を要望いたします。

WHO指針の教育および安全基準に焦点を当てた、貴省によるカイロプラクティックに関する研究の再実施